

「太陽光発電施設の適正導入ガイドライン」の位置付け

＜適正導入ガイドライン＞（市内全域）

太陽光発電施設の適正な設置・管理の誘導を図るための指針であり、「立地を避けるべきエリア」や遵守すべき事項、設置に関する指導要綱、撤去・廃棄等に関することを定めます。

＜指導要綱＞（市内全域）

土地に自立し、開発区域 1,000 m²以上、かつ、発電出力が 50kW 以上の発電設備の設置に関して、事業主の責務、市への事前協議、近隣関係者への事前説明、防災上の措置等の必要な手続と基準等を定め、適正な実施を誘導します。

＜景観条例施行規則＞

（自然公園区域の特別保護地区・特別地域を除く市内全域）

設置する太陽電池モジュールの総面積が 500 m²を超えるものが届出対象。事前協議と審査により、良好な景観の形成を誘導します。

（一部改正：平成 29 年 4 月 1 日施行）

＜開発条例＞（都市計画区域内）

都市計画区域内において、指導要綱が適用となる発電設備の設置は、開発条例が適用となり、規定に違反した場合は、罰則が適用されます。

